

議第66号

三島市ホームヘルプサービス手数料徴収条例の一部を改正する条例案

(三島市ホームヘルプサービス手数料徴収条例の一部改正)

第1条 三島市ホームヘルプサービス手数料徴収条例(昭和58年三島市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第2項」に、「第14条、」を「第17条又は」に改め、「、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の2第2項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条第2項」を削る。

第2条 三島市ホームヘルプサービス手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条第1項及び第31条の7第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

平成26年9月9日提出

三島市長 豊岡 武士